

令和8年度魅力ある職場づくり推進業務仕様書

令和8年2月20日 岩手県

この仕様書は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度魅力ある職場づくり推進業務」（以下「本業務」という。）について、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様等について明らかにするものである。

1 本業務の概要

(1) 事業趣旨

県内企業等における魅力ある雇用・労働環境の整備やアンコンシャス・バイアス、ジェンダー・ギャップの解消の促進を図るため、県が行う「魅力ある職場づくり推進事業費補助金」の周知及び当該補助金の交付を希望する者への支援を行うもの。

実施に当たっては、県と十分な協議調整を図ること。

(2) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 委託料の上限額

1,375千円（税込）

2 業務内容

本業務の範囲は次のとおりとし、具体的な内容は提案事項とする。

(1) 魅力ある職場づくり推進事業費補助金に関する周知啓発

県内企業等に対して、ホームページの更新やリーフレットの配布等により、働き方改革の意義や補助金制度について効果的な周知啓発を行うこと。

(2) 補助金交付申請者等に対する支援

ア 事業計画の作成支援

補助金の交付を希望する企業等を対象とし、企業の取組事例の紹介を交えたワークショップ（参加型講座）を2回開催し、補助金制度の説明を行うとともに、事業計画の策定支援を行うこと。

なお、ワークショップの事例紹介においては、従業員エンゲージメント向上への支援、アンコンシャス・バイアス及びジェンダー・ギャップへの気づきに資する内容とすること。

イ 補助事業者に対する取組の支援

補助金交付決定を受けた企業等に対して、ヒアリングの実施等により補助対象者のニーズを把握し、働き方改革アドバイザーの派遣等を行い、事業計画に基づいた企業等の取組を支援すること。

ウ 補助事業者の取組の普及啓発

補助金交付決定を受けた企業等及びその事業計画の内容、取組状況等について、事例紹介や報告会等を適宜実施し、周知に努めること。

(3) **事業計画審査資料の作成**

補助金交付申請者から提出される事業計画を基に、補助事業者決定するための審査委員会における審査資料の作成をすること。（補助金交付決定予定8件程度）

3 成果物

成果物は下記のとおりとする。紙媒体1部及び電子ファイルを提出すること。

※ 電子ファイルは、Portable Document Format®形式で提出すること。

なお、県は、受託者と協議した上で、Portable Document Format®形式以外での提出を求めることできる。

(1) **業務成果報告書**

(2) **関連資料**

（業務の実施・成果等の根拠となる資料。イベント・セミナー等のチラシ、セミナーテキスト 等）